

問題 9 確認の利益(1) (遺言無効確認の訴え)

1 前段

(1) 確認対象は理論上無限に存在するところ、有限な司法資源を効率的に用いるために、確認の訴えが紛争解決にとって有効かつ適切といるもの、すなわち、確認の利益が認められるものに限定する必要があると解する。

具体的には、①方法選択の適否、②対象選択の適否、③即時確定の利益を基準に判断する。

(2) 本件においてこれを検討する。

ア ①方法選択の適否

本件において、確認訴訟以外の訴訟を提起することはできないから、確認訴訟によることは方法選択として適切である。

イ ②対象選択の適否

確認対象は原則として、原則の権利・法律関係である。もっとも、過去の権利・法律関係を確認対象とすることが紛争解決にとって有効かつ適切である場合は、これを確認対象とすることができる。

本件において確認対象は、Aの遺言行為の有効性である。これは口頭弁論終結前の行為であるところ、過去の法律関係である。もっとも、Aの遺言行為の有効性について既判力ある判断がなされれば、遺言無効を前提とするX1の法定相続分の持分の有無、遺言有効を前提としてX1が遺留分減殺請求権を行使することで得る持分権の有無という紛争の解決に資する。また遺言は遺産分割手続の前提であるところ、Aの遺言行為の有効性について既判力ある判断がなされることが望ましい。そうすると、Aの遺言行為の有効性を確認対象にすることは紛争解決にとって有効かつ適切であるといえる。

そのため、対象選択として適切である。

ウ ③即時確定の利益

即時確定の利益とは、原告の権利・地位に不安・危険が生じており、かつ、その不安・危険が現実的なものである場合に認められる。

本件において、X1とYとの間でAの遺言行為の有効性について争いが生じているところ、原告X1の法定相続分の持分権について不安・危険が生じており、かつ、その不安・危険が現実的なものとなっている。

そのため、即時確定の利益は認められる。

したがって、確認の利益が認められる。

(3) よって、裁判所は A の遺言行為の有効性について審理判断すべきである。

2 後段

遺言無効確認訴訟の確認対象は相続財産に対する権利の全部または一部の不存在の主張（＝被相続人の遺言行為の全部または一部の有効性）である。これは実体法上、可分な権利である。そのため、同確認訴訟は固有必要的共同訴訟ではない。また既判力の矛盾抵触も起きないため「合一にのみ確定すべき場合」（40 条 1 項）ではない。そのため、類似必要的共同訴訟でもない。

したがって、X1 は単独で本件確認訴訟を提起することができ、仮に請求棄却判決が確定しても、X2 はあらためて同一遺言について無効確認訴訟を提起することができる。

以上

問題 4 確認の利益(2) (敷金返還請求権)

1 確認対象は理論上無限に存在するところ、有限な司法資源を効率的に用いるために、確認の訴えが紛争解決にとって有効かつ適切といるもの、すなわち、確認の利益が認められるものに限定する必要があると解する。

具体的には、①方法選択の適否、②対象選択の適否、③即時確定の利益を基準に判断する。

2 本件においてこれを検討する。

(1)①方法選択の適否

本件では確認訴訟以外に提起できる訴訟はないため、保証金返還請求権確認訴訟を提起することは方法選択として適切である。

(2)②対象選択の適否

確認対象は原則として、原則の権利・法律関係である。もっとも、過去の権利・法律関係を確認対象とすることが紛争解決にとって有効かつ適切である場合は、これを確認対象とすることができる。

本件の確認対象は敷金返還請求権である。敷金返還請求権は賃貸借終了後、建物明渡しがされた時点において、それまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除してなお残額があることを条件として、その残額につき生じる請求権である。そうすると、敷金返還請求権は賃貸借契約終了前であっても、(停止)条件付きの現在の権利といえる。

そのため、本件確認対象は確認対象として適切である。

(3)③即時確定の利益

即時確定の利益とは、原告の権利・地位に不安・危険が生じており、かつ、その不安・危険が現実的なものである場合に認められる。

本件において、賃貸人 Y と賃借人 X との間で、X が Y に差し入れた 300 万円の保証金の趣旨が争われている。そこで、Y は、同保証金は敷金ではなく、X の敷金返還請求権は存在しないと主張している。そうすると、X の敷金返還請求権に不安が生じており、かつ、その不安が現実的なものとなっている。

そのため、即時確定の利益は認められる。

したがって、本件訴訟の確認の利益は認められる。

3 よって、裁判所は本件訴訟を適法と認めてよい。

以上